

令和元年6月

六戸町農業委員会総会議事録

期 日 令和元年6月10日

場 所 六戸町役場2階小会議室

六戸町農業委員会総会

- 1 場 所 六戸町役場 2階小会議室
- 2 開会日時 令和元年6月10日(月)午後4時00分
- 3 閉会日時 令和元年6月10日(月)午後4時50分
- 4 出席委員(15名)

1番 田 中 誠 委員	2番 齋 藤 正 委員
3番 新 山 秀 男 委員	4番 松 嶋 清 治 委員
5番 金 沢 幸 弘 委員	6番 木 村 喜 和 委員
7番 古 里 厚 子 委員	8番 小野寺 邦 男 委員
9番 久 田 伸 一 委員	10番 四 木 俊 一 委員
11番 砂 渡 精 一 委員	12番 附 田 京 子 委員
13番 沖 澤 勝 委員	14番 渡 辺 耕 一 委員
15番 金 淵 盛 一 委員	
- 5 欠席委員(0名)
- 6 会議に付した案件
町議案
報告第8号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
報告第9号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
報告第10号 農地の転用事実に関する照会について
報告第11号 農用地利用配分計画の認可に関する通知について
議案第5号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
議案第6号 六戸町農用地利用集積計画(案)について
議案第7号 競(公)売買受適格者の証明について
議案第8号 六戸町農業委員会事務の実施状況等の公表について
- 7 会議録署名委員
13番 沖 澤 勝 委員 14番 渡 辺 耕 一 委員
- 8 会議事件の説明及び職務のため出席した職員
事務局長 高 橋 宏 典 事務局次長 鈴 木 博 文
事務局主査 川 村 徹 朗
- 9 書 記
事務局主査 川 村 徹 朗

【 開会 午後4時00分 】

事務局 定刻となりましたので、これより令和元年5月28日告示招集いたしました令和元年6月六戸町農業委員会総会を開催いたします。

起立願います。

よろしく願います。

着席願います。

それでは、六戸町農業委員会会議規則第6条により定足数に達しておりますので、総会が成立することを報告します。

会長より挨拶をお願いします。

会長 挨拶（省略）

事務局 業務報告及び業務計画について、高橋局長より説明いたします。

事務局長 資料に基づき業務報告（省略）

事務局 六戸町農業委員会会議規則第8条により会長が総会の議長となり議事を整理することとなっておりますので、よろしく願います。

議長 出席委員は定数に達していますので、総会は成立いたしました。
只今より、令和元年5月28日告示招集されました令和元年6月六戸町農業委員会総会を開会いたします。

議長 これより本日の会議を開きます。
次に、議事録署名委員の指名を行います。
お諮りします。
議事録署名委員は議長において指名することにご異議ありませんか。

～なしの声あり～

議長 ご異議なしと認め、議長より指名いたします。
13番 沖澤 勝 委員、14番 渡辺 耕一 委員を指名します。
参与には高橋事務局長以下各職員、書記には川村主査を任命します。

次に、会期の決定を行います。お諮りします。総会の会期は本日1日限りとしたいと思

います。これにご異議ありませんか。

～なしの声あり～

議 長 ご異議なしと認め総会の会期は本日 1 日限りと決定いたしました。
六戸町農業委員会会議規則第 11 条（法律第 24 条）の確認については、議案第 9 号で、私が該当しますので、発言権がございません。

それでは、町案件の審議に入ります。
報告第 8 号について事務局から報告をいたします。
事務局の説明を求めます。

事務局長 報告第 8 号「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について」ご説明いたします。
農地法施行規則第 21 条の規定により、別紙のとおり相続等による権利取得の届出書を受理したので報告するものであります。
（説明省略）

議 長 報告についてご意見ございませんか。

～なしの声あり～

議 長 意見がないようですから、報告第 8 号を報告済みといたします。

次に報告第 9 号について事務局から報告をいたします。
事務局の説明を求めます。

事務局長 報告第 9 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について」ご説明いたします。
農地法施行規則第 68 条第 1 項の規定により別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告するものであります。
（説明省略）

議 長 報告についてご意見ございませんか。

～なしの声あり～

議 長 意見がないようですから、報告第 9 号を報告済みといたします。

次に報告第10号について事務局から報告をいたします。
事務局の説明を求めます。

事務局長 報告第10号「農地の転用事実に関する照会について」ご説明いたします。
青森地方法務局十和田支局から別紙土地の転用事実に関する照会があったので、現地調査の結果に基づき別紙のとおり回答したので報告するものであります。
(説明省略)

議長 報告についてご意見ございませんか。

9番 場所はどの辺でしょうか。
久田委員

川村主査 (場所について説明)

議長 他にありませんか。

～なしの声あり～

議長 意見がないようですから、報告第10号を報告済みといたします。

次に報告第11号について事務局から報告をいたします。
事務局の説明を求めます。

事務局長 報告第11号「農用地利用配分計画の認可に係る通知について」ご説明いたします。
農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の規定により、農用地利用配分計画の認可に係る通知を受けたので報告するものであります。
(説明省略)

議長 報告について、ご意見ございませんか。

～なしの声あり～

議長 意見がないようですから、報告第11号を報告済みといたします。

議案第5号を上程いたします。
事務局から提案理由の説明をいたします。
事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第5号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」ご説明いたします。

農地法施行令第3条第1項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、審議を求めるものであります。

(説明省略)

議 長 事務局から説明が終わりました。

それでは、委員の皆さまが現地確認をしておりますので、その結果について代表の委員より報告をお願いします。

12番 現地調査は、事務局1名・委員3名で行いました。

附田委員 その中で、問題となるような土地はございませんでした。

以上報告致します。

議 長 事務局及び代表委員による説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

3番 46番ですが、報告第9号19番で機械が通れないため解約された農地ですが

新山委員 新たに借りる人が出てきた経緯を説明願います。

鈴木次長 以前借りていた方が、農業機械が通りやすいように農地に行くまでの通路を整地したところ、実は通路と隣接した私有地も通らなければ機械が入っていけないことが分かり、通行できなくなってしまい解約となりました。

46番で新たに借りる人は、自身の土地を通れば申請地まで機械が入っていただけるので借りることとなりました。

議 長 他にありませんか。

～なしの声あり～

議 長 質疑がないようですから、質疑を終結してよろしいですか。

これより議案第5号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

～なしの声あり～

議 長 ご異議なしと認めます。
よって議案第5号は承認することに決定いたしました。

次に、議案第6号を上程いたします。
事務局から提案理由の説明をいたします。
事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第6号「六戸町農用地利用集積計画（案）について」ご説明いたします。
農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、六戸町農用地利用集積計画
（案）を別紙のとおり作成したもので、六戸町長に対して農用地利用集積計画を定めるよ
う要請することの承認を求めるものであります。
（説明省略）

議 長 事務局の説明が終わりましたので質疑を受けます。
質疑ありませんか。

3番 20番の集積売買ですが、売買価格が安いと思うのですが何か理由がありますか。
新山委員

川村主査 所有者が高齢のため離農を考えており、とにかく農地を手放したいとのことでした。
所有者と買受人の双方が、金額に合意して売買となりました。農地に行くまでの道が狭
いので機械が通りにくく好条件とは言えないためこの金額での売買と思われます。

議 長 他にありませんか。

～なしの声あり～

議 長 質疑がないようですから、質疑を終結してよろしいですか。
これより議案第6号を採決いたします。
お諮りいたします。
本案は原案のとおり要請することにご異議ありませんか。

～なしの声あり～

議 長 ご異議なしと認めます。
よって、議案第6号は要請することに決定いたしました。

次に、議案第7号を上程いたします。

事務局から提案理由の説明をいたします。
事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第7号「競（公）売買受適格者の証明について」
農地法第3条第1項の適用を受ける土地について、別紙のとおり農地等の買受適格証明
願の提出があったので、審議を求める。なお、当該適格者が最高価買受申出人等となり
農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請書を提出したときは、証明書の交付時と事
情が異なる場合を除き許可することを求めるものであります。
（説明省略）

議 長 事務局から説明が終わりましたので、質疑を受けます。
質疑ありませんか。

8番 競売に関する情報はどこから入手しているのでしょうか。
小野寺委員

川村主査 裁判所に直接行くか、インターネットでも閲覧することが出来ます。

議 長 他にありませんか。

～なしの声あり～

議 長 質疑がないようですから、質疑を終結してよろしいですか。
これより議案第7号を採決いたします。
お諮りいたします。
本案は、原案のとおり証明することにご異議ありませんか。

～なしの声あり～

議 長 ご異議なしと認めます。
よって、議案第7号は証明することに決定いたしました。

次に、議案第8号を上程いたします。
事務局から提案理由の説明をいたします。
事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第8号「六戸町農業委員会事務の実施状況等の公表について」ご説明いたします。
六戸町農業委員会事務の実施状況等の公表について、別紙のとおり決定し公表するので承

認を求めるものであります。

(説明省略)

議 長 事務局からの説明が終わりました。

事務局の説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

～なしの声あり～

議 長 質疑がないようですから、質疑を終結してよろしいですか。

それでは議案第8号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

～なしの声あり～

議 長 ご異議なしと認めます。

よって議案第8号は承認することに決定いたしました。

議 長 次に、その他案件として、「農地の権利取得における下限面積の設定について」

上程いたします。

事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局の説明を求めます。

事務局長 「農地の権利取得における下限面積の設定について」 ご説明いたします。

農地法第3条第2項第5号により、農地の権利取得後の面積は原則50アールとなっておりますが、農地法施行規則第17条第1項、同条第2項により別段面積の設定をするかどうか意見を求めるものであります。

農地の権利取得後における下限面積の設定について、農地法施行規則第17条第1項では、自然的経済的条件からみて営農条件が同一の区域(平均規模が小さい地域)について10アール以上の面積で設定可能となっておりますが、当町は平均規模が小さい面積に該当する地域はありません。

また、同条第2項は新規就農者の受入れ促進及び農地の有効利用等を図る観点から別段面積の設定が可能とありますが、原則50アール以下に下限面積の設定をした場合に、家庭菜園レベルではなく、出荷目的で農業として生計をたてる程の耕作面積として見れる

かどうか判断基準になると思われます。

以上の点を踏まえて、下限面積の設定をするかどうか意見を求めます。

議 長 事務局の説明が終わりました。
何か意見ございますか。

3番 原則50アールのままで良いと思います。施行規則第17条第2項の要件が当町の実情
新山委員 と踏まえてどうするかだと思いますが、やはり50アールの面積要件を下げて農地を
取得することを認めた場合に、継続して農地として利用するかどうか不安要素がありま
すし、農業として生計を立てられるほどの面積とは見れないと考えます。

議 長 他にありませんか。

～なしの声あり～

議 長 ご異議なしと認めます。
よって、「農地の権利取得における下限面積の設定について」は、原則50アールとする
ことに決定いたしました。

以上をもちまして、六戸町農業委員会6月総会を閉会いたします。
お疲れ様でした。

【 閉会 午後4時50分 】